

●取扱職種の範囲等の明示●

求職者の皆さまへ②

返戻金制度に関する事項

求人企業へ求職者（入社者決定者）が入社後、本人の責による解雇又は自己都合により勤務開始後下記項期間未満に退職した場合、株式会社ナレッジ&ワークスは求人企業へ対し、その期間に応じ、支払われた報酬を下記の比率をもって遅滞なく返金を実行します。

- A) 入社1ヵ月未満の場合 80%
- B) 入社1ヵ月以上3ヶ月未満の場合 40%
- C) 入社3ヶ月以上6ヶ月未満の場合 20%

以上

株式会社ナレッジ&ワークス

許可番号：13-ユ-306815